

「明日へ向けて」を妨げる不安

生活保護はどういう時に打ち切られるか……。

生活保護を受けるのはいいが、二ヶ月や三ヶ月で打ち切られるのでは……

「長期的な見通しが必要」は、ごもつともな意見

「生活保護、生活保護と言うけれど、二ヶ月、三ヶ月で打ち切られるのではないか。」

こんな質問を、よく受けます。

誠にもつともな質問で、せっかく決心して生活保護を受け、二ヶ月や三ヶ月で打ち切られるのでは元の木阿弥、再び、夜間宿所・炊き出しの生活の戻らなければならなりません。それでは、なんのために決心したのか分からないことになり

「生活保護は、二ヶ月や三ヶ月で打ち切られるのではないか？」という質問には、何か根拠があるのでしょうか。どうして、こう何人もの人から、同じ質問を受けるのでしょうか。

過去の事例に、思い当たるものがない訳ではありません。

三十歳代、四十歳代の人たち、何人かから、「生活保護を三ヶ月で打ち切った」、あるいは「打ち切られた」、という話を聞いたことがあります。

「そうか、そうか、三十歳代、四十歳代は、やっぱり三ヶ月までなんやな」と、早とちりしないで、続きをよく読んでください。

若い人―実際の年齢はともかく、自分で若いと思っている人、二十歳代から五十歳代前半まで―の中には、なんとなく、生活保護を受けて、アパートを確保し、腰を据えて仕事探しをしたら、二〜三ヶ月でどうにかなる、と、思いこんでいる人がいます。

このタイプの人は、生活保護の申請に行ったときに、「仕事、すぐ探しますから、三ヶ月だけお願いします。」と、自分から申し出ることが多いようです。また、話の流れで、「では、三ヶ月で仕事についてください」と、受付面接の係員に念を押されることになる人もいます。

そして、三ヶ月過ぎたときに、うまく職に就けていなければいいのですが、そうでなければ、一旦口に出した約束にとらわれて、生活保護の辞退届を出したり、アパートを飛び出したりすることになります。

世の中、そう甘くはないわけですから、自分の思い描いたようには運ばないのが常です。そういうときは、ケースワーカーと相談して、軌道修正すればいいのですが、「約束」、「自分が言ったこと」にとらわれすぎると、軌道修正はできない、と、思い込んでしまうようです。頭と心の柔らかさは、常に大切ですよ。

他人から、とやかくいわれること、また、他人と話のやり取り

をすることが、苦手な人も、「もう、いい」といって、生活保護を自分から打ち切ることが多いようです。

生活保護を受けると、担当のケースワーカーが決まり、時には、

アパートを訪ねてきたり、区役所で話をしたりすることになります。

別に個人的な付き合いというわけではないのですが、ケースワーカーは、仕事ですから、生活上のこととか、就職活動のことを

色々聞きます。そして、「ケツ」を叩くようなことも言うでしょう。

こういった付き合いが、苦にならない人はいいのですが、苦手な人は、なにやら束縛されているように感じ、逃げ出したくなる、という

こともあるようです。とくに、職探しについては、脅迫されている

ような感じを受ける人が多いようです。

それで、「もう、いいや」と、アパートを出る。

生活保護は、困窮の事実―収入が無く、住む場所や食事に事欠

く状態にもとづいて、適用されるものです。ですから、努力して

も、職に就くことが出来ず、収入が思うように得られない状態が

続く限り、打ち切られることはありません。勿論、二ヶ月とか一年と

か、期間が限られているものでもありません。

ただし、一定のルールはあります。ケースワーカーとは一定の付き

合いをする。家賃は滞納しない。仕事を探す努力をして、その結果

を報告する。収入があれば、報告する。等々。

生活保護は、短期的な利用より、ある程度長期的に利用して、次

の生活を目指す、そう割り切る方が、失敗が少ないと思われま

す。

す。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも（永住権を持つ外国人を含む）活用することが出来ます。65歳以上でなければ、あるいは病気でなければ受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。

医療センター（大阪社会医療センター）は、「ある時払いの催促無し」、借用書で受診できる医療機関です。市更相あるいは西成労働福祉センターで診療依頼券をもらってから行く必要があります。

医療センターは、センターの建物外の東側に入り口があります。

「自助努力援助のための手引き書―生活保護は怖くない」（無料）をまだ受け取っていない人は、声を掛けてください。手引き書を読んだ後は、役所で保護申請、不動産屋へ。

定額給付金の取扱い」のおしらせ。
大阪市の定額給付金の申請は 11月2日 までです。

10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

定額給付金を受けるには、住民票の所在が明らかであることが、必要です。

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話 ~~06・6561・4392~~）

鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話 ~~06・6658・8888~~）

26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。

必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。